

監委第77号  
平成22年8月19日

請求者代表 平山 栄雄 他9名 様

霧島市監査委員 大山 東生  
同 岸本 博人  
同 時任 英寛



霧島市長に関する措置請求について

平成22年8月6日付をもって提出された標記請求については、下記理由により受理できませんので請求原本は返却いたします。

記

- 1 本請求は、霧島市と法人格を異にする土地開発公社の財産処分に関する問題であり、霧島市長が「公有地の拡大の推進に関する法律」第19条の規定により監督権を有するとはいえ、地方自治法242条の1項の規定による請求の対象外であると判断される。
- 2 「公有地の拡大の推進に関する法律」第25条に「地方公共団体は土地開発公社の債務について保証契約をすることができる。」と規定されており、霧島市土地開発公社の土地購入資金に対する損失補償の債務負担行為は、霧島市議会で総枠限度額の議決を得て、その範囲内で市長が執行するもので違法ではないと判断する。